

單價ヲ幾分高メタルモ職工ノ實收入ハ約ニ削減ト
 ナリタルヤニテ爾來職工ハ之ヲ不平トシテ寧々協
 議ノ標榜アリテ處去ル六日五十一名一連署ヲ
 以テ職工寺田音吉外五名ヲ其代表者トシ左記
 署名ノ嘆願書ヲ提出シ今日午後七時迄ニ回答
 ヲ求メタルモ會社ノ現在ノ如キ不況時ニ於テ
 到底之ヲ容認スルノ余地ナシトテ該嘆願書ヲ
 受理セザリレヨ以テ職工代表者ハ憤然色ヲ為
 ビ交渉断絶ノ上ハ自由行動ヲ執ルヘイト述ハ
 退去レタリレカ七日ハ出勤職工ハ十四名(神野三
 全部ノ急業ヲ見ルニ至レリ)叙上ノ如ク職工側ノ覺
 度カ強硬ナルコトハ會社側ノ意外トスル所ニシテ
 稍狼狽ノ氣味アリレカ其後急遽重役合議
 ヲ召集シ善後策中ナリ尚本ニ場ニハ勞働
 團體ハ存在セサルモ事件ノ進展ニ依リテハ
 他ニ應援ヲホシトスル形勢アリ注意警戒中
 ナリ

左 嘆 願 書 (寫)
 第一條 請員則増ノ後合シ大正十一年十一月
 以前ノ通りニ為スコト
 第二條 職工ノ解雇手当ハ
 三ヶ月未満ノ勤續者ニ對シテハ日給二十日分
 三ヶ月以上ノ勤續者ニ對シテハ勤續一ヶ月
 ヲ増ス毎二日給五日分増給ノコト
 第三條 職工解雇ノ場合ハ
 歸國旅費トシテ其遠近ヲ問ハス一人ニ付
 廿円宛支給ノコト
 第四條 以上第二條及第三條ノ實施期日案
 定ハ大正十一年四月一日ニ遡ルコト
 第五條 逐刻規定日五分間以内ハ後引セズ且皆勤
 賞与ニ關係セサルヤリ改正ノコト
 第六條 皆勤(ヶ月)賞與ハ從前通り日給二日分
 ヲ支給スルコト